

2026 年度 伴走型商談支援プログラム ギフト関連商品×米国

募集要項

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

2026 年 3 月

独立行政法人 日本貿易振興機構 (JETRO)

海外展開支援部 中堅中小企業課

目次

1. 事業概要.....	2
2. 開催地 / 支援メニュー.....	3
3. 参加募集内容.....	4
4. 参加要件.....	6
5. 費用負担.....	7
6. 輸送・規制・商談等における注意点.....	8
7. SHOPPE OBJECT New York 2027 Winter 出品要件.....	8
8. お申込み・出展の流れ.....	10
9. 審査結果の通知およびキャンセル条項.....	11
10. 今後のスケジュール.....	11
11. 留意事項.....	12
12. 免責事項.....	12
(参考) その他のジェトロのサービス案内.....	13

◆お問い合わせ先◆

日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外展開支援部
中堅中小企業課 スポット支援・海外プロジェクト班
伴走型商談支援プログラム ギフト関連商品×米国

メール：odb-ssr1@jetro.go.jp

電話：03-3582-8333

担当：宮崎、渡邊、小森、浜口、片岡

1. 事業概要

「伴走型商談支援プログラム ギフト関連商品×米国」は、海外に初めて挑戦する事業者を対象として、海外展開の知識を学ぶ研修や、海外バイヤーとの商談機会を設け、輸出や販路拡大に関するノウハウの提供を行う伴走支援プログラムです。

本プログラムでは、海外展開に必要な基礎知識を体系的に学ぶ研修を実施するとともに、展示会やPOPUPストアへの出展機会を提供し、実践的な商談経験に繋がります。これらを通じ、輸出や海外販路開拓に関する知識・ノウハウの習得を支援します。

参加企業は、研修を通じて輸出実務や展示会出展の基礎知識を学ぶとともに、参加企業同士の交流を図ることができま

す。また、「新規輸出1万者支援プログラム」登録企業の輸出向け商品の販路拡大ツールの一つとして機能することを目的とします。

米国市場にご関心のある企業の皆様にとっては絶好の機会となりますので、ぜひご出品のご検討をお願いいたします。

◆本事業の特徴

- ・輸出初心者企業を対象とし、対面型の研修を通じ事前準備や商談のポイント等に関する支援を実施します。
- ・研修では海外展開に向けた知識・ノウハウ習得に加え、現地バイヤーや参加企業同士の交流を図ります。
- ・商品にマッチした展示会への出展を通じ、より多くの海外バイヤーへ貴社商品を紹介できます。
- ・初めて海外ビジネスに挑戦する参加事業者に対して、適切なジェトロサービス、支援機関サービスを紹介します。
- ・展示会やPOPUPストアでの商談に向けた準備等に関する個別相談をお受けします

◆本事業イメージ



2. 開催地 / 支援メニュー

◆開催地

米国（サンフランシスコ、他米国内複数都市予定）

◆支援メニュー詳細

1.ブートキャンプ（研修）

ジェトロ本部（東京）にて2日間のブートキャンプを実施し、輸出実現に向けたノウハウの習得や企業間交流の場を提供します。

2.POPUPでの販売・PR支援

米国西海岸において期間限定のPOPUPを行い、海外バイヤー向けに商品を露出する機会を提供するほか、消費者向けの販売を委託先企業が実施します。

3.企画展示

展示会へのジャパンパビリオンの設置（現地で採択者が直接商談）や広報支援を行います。

4.広報・PR

ジェトロが保有するSNSアカウント（インスタグラム @rooted.japan）を使用し、米国内での広報・PRします。

5.個別相談・適切なジェトロサービスの紹介

- ・出展前、出展後に電話、メールで個別相談（出展の事前準備、出展後のフォローアップ）を随時対応します。
- ・適切なジェトロサービスをご紹介します。

3. 参加募集内容

◆出展対象商品

現地輸入規制に照らして販売可能な商品で、日本での売価1万円程度以内の商品で、以下のカテゴリーに該当するもの。

ギフト関連商品：

- ・キッチン用品（食器、鍋、調理器具、箸等）
- ・ライフスタイル雑貨（キャンドル、香り、ペット関連、焼き物等）
- ・文房具（日本文具大賞、文房具総選挙などの文房具関係のアワード受賞商品）
- ・カジュアルアクセサリ（ネックレス、ピアス、その他ファッション雑貨）

※米国のセールシーズンである11月後半からの12月にかけてのThanks Giving、クリスマス向けのプレゼント用商材。箱や包装パッケージがあるとより良い。

◆参加対象企業

下記いずれかに当てはまる企業

- (1)「新規輸出1万者支援プログラム」登録企業

※<https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html>

(2) 2026 年度「新輸出大国コンソーシアム事業」 ハンズオン支援 採択企業

※<https://www.jetro.go.jp/consortium/apply/partner.html> (原則無料・審査あり)

◆実施形態

(1) ブートキャンプ (研修)

期間：2026 年 6 月 18 日(木)～19 日(金) 2 日間 (予定)

場所：ジェトロ東京本部 (対面)

内容：講義型レク (米国市場, 展示会ノウハウ等) や模擬商談、企業間交流を通じた研修プログラム

※自社社員が対面にて最大 2 名まで参加することが必須条件となります。

※POPUP ストアに出品を希望する商品をサンプルとしてお持ちください。一部はバイヤーに渡す可能性があります。

(2) POPUP ストアでの展示

期間：2026 年 8 月中下旬 (金～日) 3 日間 (サンフランシスコ, ロサンゼルス予定)

場所：サンフランシスコ, ロサンゼルス市内 (予定)

対象商品：上記の通り

出展形式：ジェトロが設ける商業用提供スペース内で直接商談・委託販売を実施

※開催中に、商談対応 (英語) ができる人材を派遣することが必須条件となります。

(3) 展示会への出展

展示会詳細

SHOPPE OBJECT New York 2027 Winter (<https://shoppeobject.com/>) (予定)

会期：2027 年 1 月下旬～2 月上旬 (※具体的な日程は未定)

会場：The Starrett-Lehigh Building (2026 年実績。2027 年は未定)

主催者：ANDMORE

対象商品：生活雑貨、インテリア、ギフト関連製品など

展示スペース：詳細未定 ※フリースペース内での広報

出展形式：ジェトロが用意するフリースペース内で直接商談を実施

※ブートキャンプの採択者のうち、希望者から出品者を選定いたします。

※展示会開催中に、商談対応 (英語) ができる人材を派遣することが必須条件となります。

※出展形式は未定ですが、主催者から発表され次第、説明会を実施します。

※主催者の意向等により出展できないケース、中止になる可能性もあります。

※その他：ジェトロ・サンフランシスコ事務所がジェトロ事業や本事業広報に際して、展示会やイベントでブースを構える際に、ブース内で展示する場合があります。

◆募集者数

採択企業：20社

(内訳)

POPUPストア出展：20社(予定)

SHOPPE OBJECT 出展：6社(主催者審査あり,希望者から選定)

※ 採択された20社は、原則としてブートキャンプ及び、POPUPストア(サンフランシスコまたはロサンゼルス)に出展いただきます。

※ SHOPPE OBJECT 出展に関しては主催者審査により決定します。

※ POPUPストアおよび展示会の両方に採択された企業は、各開催期間中、商談対応(英語)が可能な人材を派遣することが必須となります。

◆出品数

1社 最大5商品程度まで

※ 輸送が生じる場合には、業者等の指定はありません。自社で対応いただきます。

※ 海外輸送に関し不明な方はご相談ください。

※ POPUPストアに出展の際には、バイヤーからの求めにより商品を輸送いただく予定です。

※ 色・サイズ違い、デザインの異なる商品は別商品とみなします。

※ 事業終了後のサンプルについては、バイヤーへの提供等を行うため返却はできません。

◆審査

審査により出展者を決定します。

主な審査項目は下記の通りです。なお、審査結果に関するお問合せにはお答えできかねますので予めご了承ください。

- ・下記「**4.参加要件**」を満たしているか。
- ・現地で受け入れられる商品か。
- ・明確な輸出戦略・目標を有するか。
- ・積極的に商談フォローを行う用意があるか。
- ・「SHOPPE OBJECT New York 2027 Winter」に関しては、別途主催者側の審査があります。

4. 参加要件

- ① 日本国内で登記或いは開業の届け出をしている事業者であり、中堅・中小企業もしくは個人事業主であること。
- ② 「対象分野」に合致する商品の取り扱い企業で、現地の法令などに合致した商品の提供ができるもしくは対応に向

けた準備ができること。

- ③ 「新規輸出 1 万者支援プログラム」登録者もしくは 2026 年度「新輸出大国コンソーシアム事業」ハンズオン支援採択企業であること。
- ④ 出品目的が商談による取引先の発掘・継続取引であること。プロモーションや調査が主目的ではないこと。
- ⑤ 輸出に伴う需要増に対応できる供給体制を有すること。
- ⑥ 英語で商談用資料（企業情報、ラインシート、商品情報、商品卸売価格情報）を作成し、常設展示開始前にジェトロへ提出すること。また、同資料の提出をバイヤーが求めた際は速やかに提出すること。
- ⑦ ジェトロが求める各種データベースへの情報の登録、成果把握の為にアンケート等に協力すること。
- ⑧ オンライン会議システムを利用可能な環境（コンピューター等のハードウェア環境及びインターネット環境）を有し、商談ができること。
- ⑨ 企業情報および本事業で出品する商品全ての情報を Japan Street に登録すること。他社製品を登録する場合はメーカーの了承を得ていること。
- ⑩ 以下の「輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項」に同意していること。
https://www.jetro.go.jp/user_info/export_control.html
- ⑪ 展示会開催中に、ビジネス対応ができる人材（自社社員）を派遣すること。
- ⑫ 反社会的勢力に該当せず、かつ、関係を有していないこと。
- ⑬ 募集要項等の内容、条件に同意していること。

5. 費用負担

◆ 出展者の負担

- ・展示品・サンプル（展示用・商談用）
- ・貴社商品の輸送にかかるすべての費用
（各種保険料、通関時に係る関税等の費用を含む）
- ・輸出に係る必要書類（商標取得、成分表示一覧）作成費用
- ・商談に伴う通信費（出品者のインターネット通信費等）
- ・出展にかかる渡航費用（旅費、宿泊費、食費等）
- ・出品者が独自に手配する自社専用のアテンダント、商談通訳手配等
- ・展示会出品の際の出品者バッジ代
- ・盗難保険、海外旅行者保険等
- ・その他「主催者（ジェトロ）の負担」に定める以外のすべての経費
- ・展示会出展に関わる各社登録料など各種個別にかかる諸経費

◆ ジェトロ負担

- ・展示場の会場費・施工・ブース代金、広報等に係る経費
- ・米国国内の商品サンプル輸送費、オンライン商談アレンジ費

※商品に引き合いがあった際には、ジェトロよりバイヤー情報をお伝えし、貴社でも商談意向がありましたら双方お繋ぎします。

6. 輸送・規制・商談等における注意点

◆輸送における留意点

- ・米国内指定場所まで企業様ご自身で輸送ください。
 - ※輸送場所、輸送方法（国際宅配のみの可能性あり）については、別途採択者向けにご案内いたしますが、輸送方法や業者に指定がありません。
- ・輸送中の事故等により商品が現地に届かなかった場合、商品の費用および輸送費用等の補償はできません。
- ・原則、提供いただいた商品の返却はいたしかねます。

◆規制における留意点

- ・電気製品の現地輸出に際しては以下の輸入規制がありますのでご注意ください（サンプル商品輸送時には対応は必須といたしません）。
電気製品の輸入規制：<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04S-040007.html>
- ・カリフォルニア州が定める発がん性物質、生殖障害を引き起こす化学物質に関連する州法（Proposition 65）について、対応が必要な場合がありますのでご注意ください（サンプル商品輸送時には対応は必須といたしません）。
- ・企業名・ブランド名称（商品名）が米国において商標登録済み（または既に商標登録申請中）であることが望ましいです。
 - ※未登録の場合は本事業採択後、速やかに申請手続きをすることをおすすめします。
 - ※商標登録の関係で発生したトラブルについては、ジェトロは責任を負い兼ねますのでご了承ください。

◆商談に関する留意点

- ・商談は、バイヤーの引き合いに基づき実施します。このため参加企業全社に対し、商談アレンジを確約するものではありませんので、ご承知おさください。
- ・米国と日本の時差は 14 時間～17 時間あります。米国企業の営業時間は日本の夜間～朝方にあたりますので、商談アレンジにあたっては柔軟なご対応をお願いする場合があります。
- ・出品確定後に自己都合で出品をキャンセルされた場合、その後 2 年間、ジェトロ事業の選考で減点の対象となります。
- ・バイヤー都合で商談がキャンセルされた場合、事業者の意向を踏まえ、再度商談をセットします。
- ・事業参加期間および参加後も、海外からの引き合いに対して、必要に応じ英語で対応可能な担当者がある、あるいは採用する予定があると望ましいです。
- ・バイヤーからの送金方法として、クレジットカード決済やドル決済の受付ができることが好ましいです（Pay Pal、Wise 等）。

7. SHOPPE OBJECT New York 2027 Winter 出品要件

(1) 出品対象商品

ジェトロ側の審査で採択となった場合でも、主催者の審査で不採択となる場合があります。

詳細に関しましては、出品者説明会で共有いたします。

※出展形式、展示や広報の方法はジェットロ側に一任いただき、指定はできません。

※ブース内スペースによっては、希望出品物をすべて展示できない可能性もございます。

※ブース内にて、機器等のデモンストレーションはできません。

※出品物は制度上、日本から米国へ輸出可能なものに限ります。

※出品物が当パビリオンの対象出品物にそぐわないとジェットロが判断した場合、出品をお断りする場合があります。

※NYで同時期に開催される「NY NOW」に出品される商品は展示できかねます。

(2) 出品要件

- ① 日本に実態のある中堅・中小企業または個人事業主であること。
- ② 出品物が日本国内で生産された商品であること。または、自社の資本・技術により企画もしくは生産された商品であること。
- ③ 準備日及び会期の全日程で会場の自社ブースに常駐できる企業（①米国に現地法人、②日本から渡航いただける企業）に限る(会期中の撤収は不可)。

※なお、現地法人は、出品ブランドの商談権限がある者。

※ブースには自社の担当者が常時 1 名以上在駐するようにしてください。また、「共同ブース」で、スペースに限りがあることから、各社常駐できる人員は 2 名を最大とする（通訳を手配する場合、通訳含む）。

- ④ 本事業のご担当者を指名いただき、事務局・主催者からの本事業にかかる書類の作成、問い合わせ等に迅速にご対応いただけること。
- ⑤ ジェットロ及び主催者による審査を通過し、出品が承認されること。
- ⑥ ジェットロが商談状況・結果等、成果把握のために実施する会期中および、会期後のアンケートに必ずご回答いただけること。
- ⑦ 米国への市場開拓に意欲的で、積極的に参加いただけること。
- ⑧ 基本装飾および施工はジェットロが指定する事業者が行い、出品物の展示・陳列は出品者自身が行います。出品物の展示方法については、ジャパン・パビリオン全体および周囲の出品者様との調和を過度に乱すとジェットロが判断した場合は、ジェットロの指示に従っていただきます。
- ⑨ 共同ブースの展示装飾について、近隣ブースの迷惑となる行為（通路に展示物をはみ出して置く行為、近隣ブースとの間の間仕切り部分の壁面がないところをふさぐ装飾等）はご遠慮ください。
- ⑩ 外国為替及び外国貿易法等、国内法令に定めのある出品物の出品については、出品者様の責任において事前に許可等を取得願います。
- ⑪ 「募集要項」および「海外見本市出品要綱」の記載事項を了承していること。

本案内書に記載されていない事項は、同要綱の定めに従うものとします。なお、本案内書と同要綱に矛盾がある場合には、本案内書の記載内容を優先します。

- ⑫ 出品者の自己都合により出品を取消される場合は、捺印のある書面にてジェットロにお知らせください。
- ⑬ 出展申込をした企業又はその役員、従業員が違法な行為若しくは違法ではないが著しく不正な行為を行い、又は行った疑いが明らかとなり、その他、ジェットロの信用を毀損する恐れがある等、ジェットロが不適切であると判断する場合は、出展をお断りする場合があります。
- ⑭ 戦争、政情不安、天災、感染症、その他、出品者の責めに帰することのできない事由によりキャンセルする場合、ジェットロに文書で通知し、その承諾を得ることにより、キャンセル料の支払いなく出品を中止出来る場合がありますのでご相談ください。

8. お申込み・出展の流れ

STEP1 と STEP 2 の手続きを経て、申し込み完了となります。

STEP 1 : イベントお申込み①

締切 : 2026 年 4 月 22 日 (水)

12 時 00 分

【STEP 1】

下記 URL のイベント申し込みページで必要事項を入力・送信してください。

※はじめてのお申し込みの方は「お客様情報登録」(無料)が必要です

<イベントお申込み①URL>

<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0090227W>

STEP 2 : イベントお申込み②

締切 : 2026 年 4 月 30 日 (木)

12 時 00 分

【STEP 2】

STEP1 登録後に送られてくるメールに「商品情報」および「Japan Street」をご登録下さい。

STEP2 までの申込が期限内に完了していない場合は、申込みを取りやめたものとしてみなします。

<商品情報入力フォーム>

https://www.jetro.go.jp/form5/pub/odb/sample_usa_2026

※アクセス後 1 時間以上「確認」ボタンがクリックされないとセッションアウトとなり、入力したデータが無効となります。

<Japan Street 登録フォーム>

https://www.jetro.go.jp/services/japan_street/

【注意事項】

- ・ 実際に出品する商品情報等お申込み情報をもとに、ジェトロ及び主催者による審査を行います。そのため、お申し込み情報記入の時点で、出品予定の商品を選定の上、ご登録ください。
- ・ 審査通過後に出品予定商品を大幅に変更することは出来ません。あらかじめご注意ください。
- ・ 本展示会の来場者に配布するパンフレット等の情報は、原則本申し込み時に登録いただいた商品情報を記載します。
- ・ STEP2 までの申込が期限内に完了していない場合は、申込みを取りやめたものとしてみなします。
- ・ 締切日を過ぎての書類提出や記載不備の場合は、審査を行うことが出来ませんのでご了承ください。

採択後に提出が必要な書類は以下の通りです。

- (1) 出品申込書・承諾書 (代表者印押印済み) 1 部
- (2) (代理店参加の方のみ) 押印済みの委任状 (コピー) 1 部

※（１）、（２）に押印の上、押印後の「出品申込書・承諾書」をPDF化して電子メールでジェトロ・中堅中小企業課（odb-ssr1@jetro.go.jp）にご送付ください。

9. 審査結果の通知およびキャンセル条項

（１）審査結果の通知

- ・審査に時間を要する場合、出品決定から支払期限までの期間が短くなる場合があります。
- ・出品決定となったお申込者に「出品申込書・承諾書」をお送りします。

（２）キャンセル条項

採択後、出品申込書・承諾書をご提出いただいた後に出品者様のご都合による出品取りやめにおいてはジェトロが負担する経費をキャンセル料として請求させていただきます。支払い手続きによって生じる一切の手数料は出品者様のご負担となります。また、相応の理由なしにキャンセルされた場合には、今後、ジェトロが実施する事業の選定等において考慮されることとなります。

10. 今後のスケジュール

出品決定までのおおまかなスケジュールです。また、内容は変更となる場合もございます。

お申込み	8.「お申込み・出展の流れ」をご参照ください。
出品にかかわる審査・出品者様決定	お申込みいただいた情報を元に、ジェトロおよび主催者にて出品者様を決定いたします。
審査結果の通知	5月中旬～下旬を予定。ただし、SHOPPE OBJECT、その他展示会に関しては秋以降準備が整い次第。
採択結果通知後 1 週間後	出品申込書・承諾書の提出
出品者説明会	5月の予定

11. 留意事項

- ① 本案内書に定めのない事項は、ジェトロがその対応を決定します。政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨、ご了承ください。
- ② 成果把握の観点から、必要に応じて、経済産業省、中小企業庁、中小企業基盤整備機構、全国商工会議所等に企業情報や商品サンプルの情報等を公開する場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ③ 本事業に関するプレスリリース、ジェトロホームページ等において、企業情報や参加物の情報等を公開する場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ④ 展示会会期中及びその前後において、商談相手又はジェトロから提供された情報及び資料は、お客様限りで使用するものとし、当該情報等を第三者に提供することはできません。ただし、提供者の明示の承諾がある場合には、この限りではありません。
- ⑤ 本案内の記載に反する行為があった場合や申し込みフォームに虚偽の記載をした場合は、申し込みを無効とし出展をお断りすることがあります。また、今後ジェトロが実施する事業の選考において不利となることがあります。
- ⑥ 出展申込をした企業又はその役員が違法な行為又は違法ではないが著しく不正な行為を行った疑いが明らかとなり、出展することがジェトロの信用を毀損する恐れがある場合は、出展をお断りすることがあります。
- ⑦ 申し込みフォームの記載内容に変更がある場合、ジェトロにお知らせください。なお、申込締切日を過ぎてから内容を変更される場合、その内容によっては変更に応じられないことがあります。
- ⑧ 出展募集締め切り後であっても、現地規制の変更によって出展ができなくなることがあります。
- ⑨ 相応の理由なしに出展をキャンセルされた場合や、アンケート等へご協力いただけない場合には、今後ジェトロが実施する事業の選考において不利となることがあります。
- ⑩ 出展する権利を転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
- ⑪ 商品は法令に照らして適法に輸送して下さい。違反した場合は、今回又は今後の出展をお断りすることがあります。
- ⑫ 本事業の実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。
- ⑬ 本事業の実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第1審の合意管轄裁判所とします。

12. 免責事項

- ① 本事業において、商談相手又はジェトロより提供される情報については、ジェトロが正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本イベントでの提供情報に関連して、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- ② システム等の障害、通信状況、お客様の設定環境、その他の事由により、PC等の端末や関連アプリケーションに故障、不具合を生じる可能性があります。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- ③ ジェトロは、以下の各号に該当する場合、本イベントの実施日時、内容を変更し、本イベントの全部又は一部の実

施を予告なく中止し、又は、お客様の一部の参加を中止させることがあります。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、JETROはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。

- (1) 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき
 - (2) 前項に定めるシステム等の不具合が生じ又は生じるおそれがあるとき
 - (3) 利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき
 - (4) 前号のほか、お客様がJETROの指示、条件又はJETROとの合意事項に違反したとき
 - (5) お客様のPC等の端末環境、インターネット回線及びアプリケーションの状況にセキュリティ等のリスクが存在するとき
 - (6) お客様が反社会的勢力に実質的に関与することが判明した場合
 - (7) お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき
 - (8) 前各号に定める他、JETROが相当と判断したとき
- ④ JETROは、インターネット回線等がコンピュータウイルス感染、不正アクセス及びクラッキング等（以下「システム侵害等」といいます。）の被害を受けないように、JETROの個人情報保護規程に定めるセキュリティ基準を遵守のうえ、適切な予防措置を講じるように努めます。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、システム侵害等が発生し、企業情報、個人情報その他の情報が漏洩した場合であっても、JETROは、前項における義務を超えて、お客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- ⑥ 事業実施中及びその前後を通じて発生した傷病、事故、盗難、破損等のいかなる損害についても、JETROは一切の責任を負いかねます。

（参考）その他のJETROのサービス案内

（1）Japan Street（無料）

Japan Street はJETRO招待バイヤー専用のカタログサイトです。貴社の商品を登録いただきますと世界中のバイヤーの目に触れることになり、商品に対する引き合いや商談依頼を受けることが可能となります。更なるビジネスチャンス拡大のため、ご登録いただくことをお勧めします。

～ご登録のメリット～

1. JETROが厳選した世界中のバイヤーと出会う機会に繋がります。
2. ご登録から商談日程調整まで、JETROによる無料のサポートを受けることができます。
3. 商談日程調整など海外バイヤーとのやり取りはJETROが代行いたします。

▼詳細・登録はこちら：https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html

（2）新規輸出1万者支援プログラム

輸出に対するあらゆる質問に対応、国内取引での輸出から海外バイヤーとの商談まで貴社のビジネスチャンスをサポートします。JETROでは新たに輸出に挑戦する企業に対し個別のカウンセリングを通じて、適切な支援策を提案します。

▼詳細はこちら：<https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html>

※輸出経験のある企業も対象になります。

(3) 貿易実務オンライン講座 ※有料講座

国内取引と比べ、チャンスは大きいものの、リスクも非常に大きいのが海外との取引です。リスクを回避し、海外との取引を成功させるためには、貿易の流れや実務（マーケティング、輸出入規制、契約交渉、貿易条件、船舶手配、保険付保、決済方法、貿易金融、通関、クレーム対応など）、取引の際に締結する英文契約についてなど、さまざまな知識やノウハウが必要不可欠です。「貿易実務オンライン講座」は、長年、海外ビジネスに関する相談に応じているJETROが、そのノウハウを活かし、海外取引に欠かせない知識を体系的に、分かりやすく学んでいただけるよう開発したオンライン講座です。企業の社員研修のメニューとして、キャリアアップや資格試験対策として、さまざまな用途にお役立ていただけます。

▼詳細はこちら：<https://www.jetro.go.jp/elearning/>

(4) 中小企業海外ビジネス人材育成塾（商談準備講座）※中小企業限定

本講座は、初めて海外バイヤーとの輸出商談に臨む方や、商談準備に課題を感じている方に向けた「効果的な商談」の無料研修です。講義や個別指導、グループワークを通じて、海外展開戦略の策定方法、プレゼン資料の作成方法、商談のノウハウを習得します。なお、スケジュールの詳細は以下をご覧ください。

▼詳細：<https://www.jetro.go.jp/services/ikusei/ikuseijuku.html>

▼お問い合わせ先：JETRO海外ビジネス人材育成課

Tel：03-3582-8355 E-mail：ikusei@jetro.go.jp

以上